

計画案に対する市町村意見等対応表

資料5

市町村	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画案上の位置付け		計画案への対応
						ページ等	記載内容	
1	千葉市	資料4 計画案	P10	「1 想定するリスク(1)地震・津波・液状化」において、長周期地震動についても触れるべきである(内閣府が、「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」を公表し、相模トラフ沿いの巨大地震等による長周期地震動の検討も進めており、本県への影響が大きいと考えられるため)。	【防災危機管理部】 ご指摘のとおり長周期地震動に関する記載を追記します。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 P10	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (1)地震・津波・液状化 本県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震(1923年関東大震災)や元禄地震(1703年)の相模トラフ沿いの大規模地震である。… 南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の首都直下地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の際に高い状況にある。また、東京湾沿岸の埋立地や河川沿いの低地などでは、地震による液状化等により被害が発生するおそれがあるほか、…	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正する) P10 (1)地震・津波・液状化 本県が過去に大きな被害を受けたのは、大正関東地震(1923年関東大震災)や元禄地震(1703年)の相模トラフ沿いの大規模地震である。… 南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の首都直下地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の際に高い状況にある。また、南関東地域は、盆状の基盤構造に軟らかな堆積層が厚く分布しており、長周期成分の揺れに共振して地表の揺れが大きくなりやすい地質構造である。 また、東京湾沿岸の埋立地や河川沿いの低地などでは、…
2	千葉市	資料4 計画案	P10~P13	見出し番号の表記を修正すべきである(「(1)地震・津波・液状化」の下に「1目的」があり、わかりづらかったため)。	【防災危機管理部】 ご指摘のとおり見出し番号の表記を修正します。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 P11~P12	【防災危機管理部防災政策課政策班】	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正する) P11~P12 修正前 → 修正後 「1 目的」 → 「ア 目的」 「2 想定した地震」 → 「イ 想定した地震」 ※以下同様
3	千葉市	資料4 計画案	P13、P21	大規模高潮災害に係るリスク及び推進方針について、「東京湾の大規模高潮浸水想定(平成21年4月2日国土交通省港湾局)」を踏まえて、より明確に記載すべきである(国土交通省の浸水想定では、本県の広い範囲で、高潮による浸水被害が想定されており、対応が必要であると考えられるため)。	【県土整備部】 当該シミュレーションは、平成21年度に検討されたもので、整備前の現況高さで行われたものです。「海岸保全基本計画」では、伊勢湾台風級の高潮(温暖化による水位上昇を考慮しない)からの防護に必要な高さに対し安全となるよう計画しており、県ではその高さに向けた堤防の整備を行っております。	【県土整備部】 P21 プログラムごとの推進方針 1-3	【県土整備部】 (海岸保全施設整備による、津波・高潮・侵食対策) ○ 海岸保全施設の整備により、津波・高潮・侵食に対して、計画的かつ着実に対策を進める。また、水門、樋門の自動化等の状況を踏まえ、この推進等により、確実な運用体制の構築や操作員の安全の確保を図る。特に津波に対する防護水準を満たさない施設については、迅速に整備を進める。	【県土整備部】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。
4	柏市	資料4 計画案	P19、P40	火災予防対策等の推進(1-1)、防火・消火体制の整備(7-1)の文言に、住宅用の対策(住宅用火災警報器他)とは別に地域の対策として「耐震性貯水槽」の整備を追加すべきである(大規模な地震等の発生により、上水道が断水して消火栓が使用できない場合を想定し、水利不足が懸念される市街地や住宅密集地の消火用水の確保を図るため)。	【防災危機管理部消防課】 (火災予防対策等の推進)、(防火・消火体制の整備)はあくまでも予防的観点からの記述なので「耐震性貯水槽」の整備は追加しません。 なお、「耐震性防火水槽」の整備は、(常備消防力の強化)において対応しています。	【防災危機管理部消防課】 P19 プログラムごとの推進方針 1-1 P40 プログラムごとの推進方針 7-1	【防災危機管理部消防課】 (火災予防対策等の推進) ○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレイカー等について、設置を促進する。 (防火・消火体制の整備) ○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレイカー等の設置を促進する。	【防災危機管理部消防課】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。

市町村	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画案上の位置付け		計画案への対応	
						ページ等	記載内容		
5	柏市	資料4 計画案	P28		2-6)医療機能に「航空医療搬送支援」の項目を追加し、その取組として広域搬送や拠点整備の充実を図る文言を盛り込むべきである(千葉県防災支援ネットワーク基本計画の内容と関連性・整合性をとるため)。	【防災危機管理部】 【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課政策班】 【防災危機管理部防災政策課政策班】 P29 プログラムごとの推進方針 2-6 P70 プログラムごとの脆弱性評価 2-6	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (受援体制の整備) ● 県外からの医療救護支援を円滑な受け入れや被災地を迅速に支援するため、応援受入計画を活用するとともに、県災害医療救護計画の運用体制を強化していく。 (受援体制の整備) ● 県外からの医療救護支援を円滑に受け入れ、被災地を迅速に支援するための応援受入計画を活用し、県災害医療救護計画の実践的な運用の体制を強化していく必要がある。	【防災危機管理部防災政策課政策班】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。
6	柏市	資料4 計画案	P39		7-1)の市街地での大規模火災の発生に「高層建築物の災害対策」の項目を追加し、その支援策の一つとして、ヘリコプターの「屋上緊急離着陸場等」の設置を促進する取組を計画に位置づけ推進すべきである(はしご自動車による活動が困難なため、消火・救助活動や物資支援活動に期待できる。また、医療施設に整備された場合、搬送時間の短縮や傷病者の効率的な収容等に高い効果を期待できるため)。	【防災危機管理部】 【健康福祉部】	【防災危機管理部消防課】 ご指摘の内容を考慮して、新たに項目出しをします。 【健康福祉部】 災害時における県内の医療救護活動の拠点となる災害拠点病院では、原則として病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有することとなり、例えば被災地の災害拠点病院と被災地以外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有しています。 また、新築や改修等で災害拠点病院がヘリポートを整備する場合には、医療提供体制推進事業費交付金の補助対象となることから、国庫補助制度を活用し、屋上への整備を含めて検討の上進めるよう助言していきます。	【防災危機管理部消防課】 位置づけなし。 【健康福祉部】 位置づけなし。	【防災危機管理部消防課】 (追記する) P40 (高層建築物等における災害対策) ○ 高層建築物等での消防活動の拠点として、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の有効性を啓発し、設置を促進する。 P82 (高層建築物等における災害対策) ○ 高層建築物等での消防活動の拠点として、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の有効性を啓発し、設置を促進する必要がある。 【健康福祉部】 (追記しない) 対応方針に記載のとおり。
7	市原市	資料4 計画案	P40		(防火・消火体制の整備) 本項目の本文中に、防火体制については記載されているが、消防水利等に記載がないことから、項目にある消火体制は削除する必要があるのではないか。または、本文中に消火体制を記載する必要があると思われる。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部消防課】 ご指摘の内容を考慮して、記載内容が同一の(火災予防対策等の推進)に修正し、再掲とします。 【防災危機管理部】	【防災危機管理部消防課】 (防火・消火体制の整備) ○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレイカー等の設置を促進する。 (防火・消火体制の整備) ○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレイカー等の設置を促進する必要がある。	【防災危機管理部消防課】 (修正する) P40 (火災予防対策等の推進) ● 震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する。 P82 (火災予防対策等の推進) ● 震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。

市町村	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画案上の位置付け		計画案への対応
						ページ等	記載内容	
8	市原市	資料4 計画案	P19 (火災予防対策等の推進) 「震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器～設置を促進する。」と記載されているが、住宅用火災警報器は、死傷者の発生を防止するためであるので、このことについて、記載する必要があると思われる。 なお、同様の用語の訂正がP40についても修正する必要がある。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部消防課】 ご指摘の内容を考慮して修正します。 【防災危機管理部】	【防災危機管理部消防課】 P19 プログラムごとの推進方針 1-1 P40 プログラムごとの推進方針 1-1 P59 プログラムごとの脆弱性評価 7-1 P82 プログラムごとの脆弱性評価 7-1 P47 施策分野ごとの推進方針 (2)	【防災危機管理部消防課】 (火災予防対策等の推進) ○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレイカー等について、設置を促進する。 (火災予防対策等の推進) ● 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレイカー等について、設置を促進する。 (火災予防対策等の推進) ○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレイカー等の設置を促進する必要がある。 (火災予防対策等の推進) ● 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレイカー等の設置を促進する必要がある。 (2)住宅・都市 ○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレイカー等の設置を促進する。	【防災危機管理部消防課】 (修正する) P19 ○ 震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する。 P40 ● 震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する。 P59 ○ 震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。 P82 ● 震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する必要がある。 P47 ○ 震災による火災の発生の防止及び火災の早期発見並びに延焼を防止するため、感震ブレイカー、住宅用火災警報器、消火器等について、設置を促進する。
9	市原市	資料4 計画案	P19 (学校施設の耐震化) 「県立学校については、28年度の早期に耐震化率が100%となるよう取り組む(28年度中完了予定)。」は、「県立学校については、耐震化を28年度中に完了となるよう取り組む。」で良いと思う(計画は28年11月策定であるのに、「28年度早期」との記載は不合理であると思われる)。	【教育庁】	【教育庁】 計画策定スケジュールに合わせて適切な記載に修正します。 【教育庁】	【教育庁】 P19 プログラムごとの推進方針 1-1	【教育庁】 (学校施設の耐震化) ○ 県立学校については、28年度の早期に耐震化率が100%となるように取り組む。(28年度中完了予定)	【教育庁】 P19 (修正する) ○ 県立学校については、28年度中に耐震化が完了するよう取り組む。(28年度完了予定)
10	市原市	資料4 計画案	P24 (燃料の仮貯蔵等) 「震災時等、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、～情報提供を図る。」と記載されているが、「震災時において、製造所、貯蔵所又は取扱所～」に修正する必要があると思われる(「震災時等」、「製造所」、「貯蔵所又は取扱所」が並列となっているため)。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部消防課】 ご指摘の内容で修正します。 なお、風水害時の災害もあるので、「震災時等」の「等」は、削除しません。 【防災危機管理部】	【防災危機管理部消防課】 P24 プログラムごとの推進方針 2-1 P66 プログラムごとの脆弱性評価 2-1	【防災危機管理部消防課】 (燃料の仮貯蔵等) ○ 震災時等、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるように、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る。 (燃料の仮貯蔵等) ○ 震災時等、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われるように、燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインの関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。	【防災危機管理部消防課】 (修正する) P24 ○ 震災時等において、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、・・・ P66 ○ 震災時等において、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、・・・

	市町村	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画案上の位置付け		計画案への対応
							ページ等	記載内容	
11	市原市	資料4 計画案	P33	(石油コンビナート地域の防災体制の強化) 「石油コンビナート等防災計画～自衛消防組織の活動～を促進する。」と記載されており、石油コンビナート等災害防止法における用語では、自衛防災組織となっているため、修正するべきである。 なお、同様の用語の訂正がP36、48、75、78についても修正する必要がある。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部消防課】 ご指摘の内容で修正します。	【防災危機管理部消防課】 P33 プログラムごとの推進方針 5-3 P36 プログラムごとの推進方針 6-1 P75 プログラムごとの脆弱性評価 5-3 P78 プログラムごとの脆弱性評価 6-1 P48 施策分野ごとの推進方針 (4)	【防災危機管理部消防課】 (石油コンビナート地域の防災体制の強化) ○ 石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策を促進する。 (エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化) ○ 首都圏ひいては全国へのエネルギー等の供給源である京葉臨海コンビナートが被災した場合、広い範囲にわたり生活・経済活動に大きな支障が生じることから、石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策を促進する。 (石油コンビナート地域の防災体制の強化) ○ 石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。 (エネルギー・産業基盤の災害対応力の強化) ○ 首都圏ひいては全国へのエネルギー等の供給源である京葉臨海コンビナートが被災した場合、広い範囲にわたり生活・経済活動に大きな支障が生じることから、石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。 (4)エネルギー ○ 石油コンビナート等防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図る。	【防災危機管理部消防課】 (修正する) P33 ○ 石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛防災組織の活動について、… P36 ○ …の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛防災組織の活動について、… P75 ○ …の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛防災組織の活動について、… P78 ○ …の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛防災組織の活動について、… P48 ○ …の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛防災組織の活動について、…

市町村	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画案上の位置付け		計画案への対応
						ページ等	記載内容	
12	市原市	資料4 計画案	P33		【防災危機管理部消防課】 ご指摘の内容を考慮して修正します。	【防災危機管理部消防課】 ご指摘の内容を考慮して修正します。	【防災危機管理部消防課】 (石油コンビナート地域の防災体制の強化) ○ 石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策を促進する。 【防災危機管理部消防課】 (石油コンビナート地域の防災体制の強化) ○ 石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図り、コンビナートに係る設備の耐震化や護岸等の強化等の地震・津波対策を促進する。	【防災危機管理部消防課】 (修正する) P33 ○ 石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るとともに、石油コンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等における事業所の地震・津波対策を促進する。 P75 ○ 石油コンビナート等防災計画の見直し、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関の一層の連携、防災体制の充実強化を図るとともに、石油コンビナートに係る設備の耐震化や護岸の強化等における事業所の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。
13	市原市	資料4 計画案	P33		【防災危機管理部消防課】 ご指摘の内容を踏まえ修正します。	【防災危機管理部消防課】 ご指摘の内容を踏まえ修正します。	【防災危機管理部消防課】 (コンビナート周辺対策) ○ 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。 【防災危機管理部消防課】 (コンビナート周辺対策) ○ 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進する。 【防災危機管理部消防課】 (周辺住民等の確実かつ円滑な避難等のため、情報伝達手段の多重化・多様化を推進) ● 火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制の構築を図る。	【防災危機管理部消防課】 (修正する) P33 ○ 火災や煙または有害物質等の流出により、… P40 ● 火災や煙または有害物質等の流出により、… P75 ○ 火災や煙または有害物質等の流出により、… P83 ● 火災や煙または有害物質等の流出により、…

	市町村	資料	ページ等	意見等	対応	対応方針	計画案上の位置付け		計画案への対応
							ページ等	記載内容	
14	市原市	資料4 計画案	P40	(地域防災力の向上) 本文中「～自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る」を「～自助、共助の取組を促進し～」としたほうがよいのではないか(「促す」、「促進」と同様の語彙が記載されているため)。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 「消防団や自主防災組織等の充実強化」、「防災教育の推進」、「家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発」自体は自助、共助の取組そのものではなく、自助、共助を促す取組であるため、文言の修正は行いません。	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 P19、P30、P40、P44 プログラムごとの推進方針 1-1、3-2、7-1、8-3 P59、P72、P82、P87 プログラムごとの脆弱性評価 1-1、3-2、7-1、8-3	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 (地域防災力の向上) ● 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る。 (地域防災力の向上) ● 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	【防災危機管理部防災政策課地域防災力向上班】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。
15	市原市	資料4 計画案	P40	(危険物取扱施設の耐震化等) 「危険な物質を取り扱う施設の耐震化～に推進する。」と記載されており、危険な物質を取り扱う施設とは、消防法に規定する危険物施設を指すのか。危険物施設における耐震基準が明確な数値がないため、耐震化とはどのようなものを考えているのか。	【防災危機管理部】	【防災危機管理部消防課】 危険な物質を取り扱う施設とは、消防法に規定する危険物施設のほか、高圧ガス保安法の高圧ガス設備、毒物及び劇物取締法の毒・劇物施設などが含まれます。 耐震化とは、法的な基準による耐震化とその維持管理、法的に求められていない施設であっても、施設の重要度や危険度に応じた対応や、装置の緊急停止に必要な設備の耐震化又は地盤の液状化対策など、優先度の高いものから実施することが望ましいと考えます。 なお、法的な基準に数値がない耐震設計にあつては、類似設備の基準や建築基準法などを参考に検討、要請します。	【防災危機管理部消防課】 P40 プログラムごとの推進方針 7-2	【防災危機管理部消防課】 (危険物取扱施設の耐震化等) ● 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策を着実に推進する。	【防災危機管理部消防課】 (修正しない) 対応方針に記載のとおり。
16	浦安市	資料4 計画案	P19	(宅地の耐震化の推進) 防災意識の向上とは別に、宅地の耐震化という視点でも、液状化に対する記載をしていただきたい。 (地震による液状化やこれに伴う側方流動では、盛土造成地の滑動崩落と同様に、インフラや公共施設のみでなく宅地や住宅にも大きな被害が発生しており、土地や建物に対する対策を行わない限り、同様の地震が起きれば、再度、大きな被害が発生することが予想されます。 また、地震による液状化は湾岸部の埋立地域にとどまらず、県全土の問題であり、減災の視点からも土地や建物に対し必要に応じて液状化対策を実施することは有効と考えます。 このことから、建物の損壊等を抑制する減災の視点からも、防災意識の向上(ソフト面)とは別に、宅地の耐震化(ハード面)という視点でも、液状化に対する記載をしていただきたい。)	【防災危機管理部】	【防災危機管理部防災政策課】 ご指摘の内容で修正します。	【防災危機管理部防災政策課】 P19 プログラムごとの推進方針 1-1	【防災危機管理部防災政策課】 (地震対策の推進) ○ 地震・津波による被害軽減施策を進めるため、地震被害想定調査の結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める。また、県民の防災意識の向上を図るため、各地域における液状化などの災害リスクを「ちば地震被害想定ホームページ」や「液状化しやすさマップ」などを通じ、分かりやすく県民に伝える。	【防災危機管理部防災政策課】 (追記する) (地震対策の推進) P19 ○ 地震・津波による被害軽減施策を進めるため、地震被害想定調査の結果を踏まえた減災目標の策定について早急に検討を進める。また、県民の防災意識の向上を図るため、各地域における液状化などの災害リスクや住宅の液状化対策工法などを「ちば地震被害想定ホームページ」や「液状化しやすさマップ」などを通じ、分かりやすく県民に伝える。